

デジタル・アーカイブ化とは、有形・無形の歴史・文化資産をデジタル情報の形で保存、蓄積し、その情報の次世代への継承を図るとともに、閲覧、鑑賞、研究のためにインターネットなど情報ネットワークを通して情報発信できるように加工することです。地域の資産のデジタル・アーカイブ化とデジタル・アーカイブズの構築について基本的な考え方を岐阜女子大学副学長の後藤忠彦先生にご提案していただきました。

「地域教材のデジタル・アーカイブ化」



岐阜女子大学
副学長・文化情報研究センター長
後藤 忠彦

1. はじめに

地域資料のデジタル・アーカイブ化は各県、市町村、博物館、教育施設、企業等で始まっている。最近では県内全域で作られたデジタル・アーカイブズを集めて、県としてデジタル・ミュージアムの構成を進めている地域もある。このようなデジタル・アーカイブ化の目的はそれぞれに違いがある。たとえば、市町村の合併による旧市町村の文化、生活、歴史を保存記録するための各地域のデジタル・アーカイブ化、観光、教育、産業など、その目的は多様化している。しかし、これらの多くは生涯学習の資料として大いに役立てられる。

ただ、地域資料のデジタル化にあたって、それを有効に活用するためには、生涯学習での利用目的の視点が重要である。多くの地域文化資料があっても、資料の学習活動に対する意欲がないと、ただ情報を見て終り、ということになる。このため、デジタル・アーカイブズを活用するにあたっては教材、学習支援としてのガイドが必要である。ただし、デジタル・アーカイブズの利用に多くの人が慣れれば、その必要もなくなるであろう。

また地域資料デジタル化にあたっては著作権等の知的財産権、プライバシーおよび、皆が共同に利用できるように、記録項目や索引語などのメタデータ（案内情報等）の共通化が必要である。生涯学習における地域資料のデジタル化で最も大切なことは、どの地方にも多く存在している多様な資料をいかに意識して学習資料として活用するかにある。

2. 各地域にある資料の学習価値



▲ 宇佐神宮 勅使門（南楼門）

全国どの地域にも生涯学習として、小学生から高齢者まで利用できる学習情報が多く存在している。とくに、大分県は日本中で利用できる資料が多く存在している地域であり、ぜひ、デジタル・アーカイブ化を進め、県内のみでなく、インターネット等を使い全国で生涯学習で利用が可能ないようにされたいものである。

一例をあげると、私の勤務している岐阜女子大学の文化情報コースでは、大分県の宇佐八幡宮のデジタル・アーカイブ化のために宇佐八幡宮に許可を得てデジタル・ハイビジョンで撮影した。あの美しい八幡造りは生涯学習での造形美の学習にも重要な歴史的資料である。

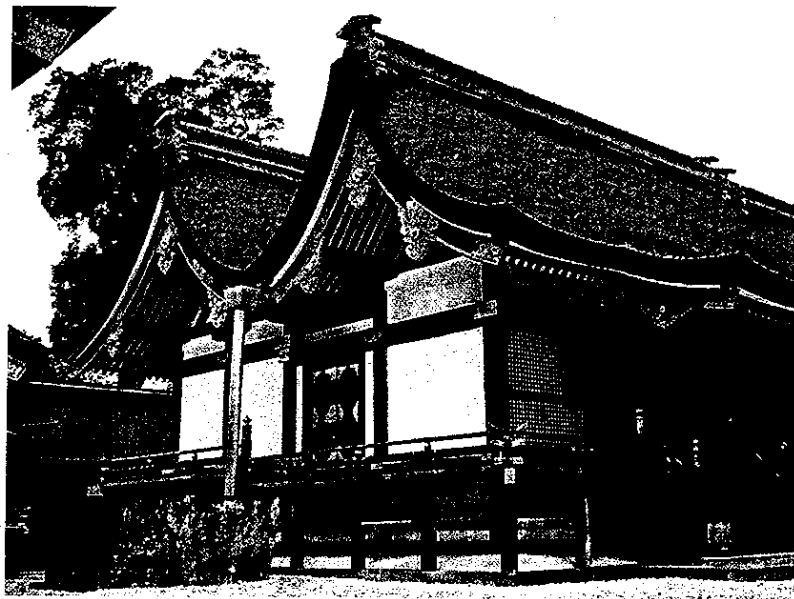
また八幡神社は、全国に中学校の

数よりも多いくらいあり、その宇佐をもととして、どのように広がっていったのかを調べれば、文化の伝承やその地域の人々の移動の資料ともなる。また、宇佐八幡宮から最初に大仏の守護神として奈良の手向山八幡宮が奉られ、そのデジタル・アーカイブズを用いた大きな広がりをもった生涯学習が構成できる。

このように、大分には、デジタル・アーカイブを活用できる地域資料が多くあり、ぜひ学校教育での学習から高齢者までの生涯学習にデジタル・アーカイブ化を進められたい地域である。

また地域の資料としては市町村の文化・芸能、自然、産業、教育、生活など、多くの資料データベース化が進められているが、それらにどの

ような利用方法があるか、まず検討し、生涯学習情報としての整備が必要である。確かに収集記録も重要であるが、現在多くの地域で集められた資料が、全て有効に活用されているとは限らなく、今後、その利用方法も含めたデジタル・アーカイブ化も生涯学習で要望される。



▲宇佐神宮本殿（一之殿）八幡造り

3. 地域資料収集・利用の知的財産権等の課題

地域の資料のデジタル化とその管理にあたっては、著作権などの知的財産権やプライバシーの解決が必要である。

とくに、著作権の問題としては、各資料の許可を得る手続きについて県、市町村の生涯学習センター等でモデルを作り、提供し、県内の学習グループの人達がそれを用いて、安心して利用できる資料の撮影・記録・管理・学習利用ができるようにすべきである。

また、生涯学習では、各種のデジタル・コンテンツを加工して、新しい文化作品を創作することも多く、著作人格権として同一性保持権についても利用できるように権利者に対し、許可を得ておく必要がある。教材は、日常的に加工することがなされていて、勝手に他の人の作品を変更できない同一性保持権にとくに、注意すべきである。

4. 共同利用を考えた記録項目の課題

地域資料が教材化され、共同で利用されるためには、何が、どのように記録されているかが学習者に提供されないと、教材として検索（調べて）して学習に利用することが困難である。このため、博物館、美術館、図書館等では、各種の資料を共同利用するために、デジタル・コンテンツの案内情報（メタデータ）をいかに共通して利用できるようにするかが検討され、国際的な標準案も出されている。

ところが、地域資料教材を見ると、その地域、ときには、個人利用しか考えられていないコンテンツが多く、お互いに利用できる情報システムの環境ができていないのが現状である。このため、現在、デジタル・コンテンツ（教材）の表題、キーワード、著作権などの管理項目と記録内容についての共通化が、各県、市町村、博物館等の生涯学習施設で検討がなされている。

とくに、デジタル化され、データベース等に記録されている教材の内容を調べるときに必要なキーワードについては、それぞれの専門分野の人たちが共同しソーラスを構成し、お互いに共通した言語で検索ができるような仕事が行なわれている。このように、各地域で記録されたデジタル・コンテンツとしての教材を、多くの人たちが生涯学習で利用できるようにするための工夫が始まったのが現状である。

5. デジタル・アーカイブ化の方法

地域教材のデジタル・アーカイブ化の課題については、著作権や教材を管理する項目として、何をどのように記録するか、シソーラス等の共通化をもとに、各地域で具体的なデジタル・アーカイブ化が、下の図に示すように開発されている。

デジタル・アーカイブ化は、図に示すように、まず現物（文化・芸術、文化財、生活文化、自然、産業、教育など）の教材としての可能性を評価（教材化）し、記録の可否を決め、可能であれば、デジタル化の計画がなされている。記録は一般に、デジタル・カメラやデジタル・ビデオカメラが用いられているが、将来性を考えると、デジタル・ハイビジョンの時代となるため、ぜひ高精度な映像での教材作りが望まれる。これらの記録された情報をデータベース等で管理するためには、まず、教材としての分類（カテゴリー）と内容を示すキーワードを他の人たちの利用も配慮して決めることが重要である。

データベース化された教材は、一般に、著作権等の問題がなければ、インターネット等で流通・活用がされる。このとき、教材は、デジタル化された情報をさらに加工し、新しい教材として作られることが多い。この新しい教材は、データベースに記録し、また、多くの人たちの利用に提供する。

6. 教材開発のためのデジタル・アーキビストの育成

各県、市町村、博物館等の生涯学習施設で、地域資料をデジタル・アーカイブ化するとき、資料の撮影、記録、管理、流通、活用にあたって、デジタル化の方法、著作権、プライバシー等の人権問題、データの管理・検索を可能にする共通記録項目や索引語などについて理解し、その実践力のある人材が必要である。このデジタル・アーキビストとしての能力をもつ人材が各市町村・博物館等の教材開発をする分野に必要となる。県や研究団体等で、地域資料を集め共同利用するには、この能力をもった人が責任をもって各地域で教材を集めデジタル化する必要がある。

このため最近では、このデジタル・アーキビストの能力の認定についての検討が始まり、その養成も進められている。

今後、沖縄から北海道までの地域資料を共同して利用できるデジタル・アーカイブズは、知的財産権、教材としての記録項目の共通化などの知識と技術をもったデジタル・アーキビストが責任をもって最終的なチェックをして、お互いに提供するシステムを構成する必要がある。

このようなシステムを構成しないと、情報化社会での教材の共通利用の発展はないと考えられる。多くの地域の人達により、全国で共同した教材の流通・利用ができる環境の整備が望まれる。

—デジタル・アーカイブ化の方法—

